

大通達甲（警）第11号
平成30年6月7日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊・室長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

働き方改革に係る業務の見直し調査検討ワーキンググループの設置について（通達）
「大分県警察における働き方改革の推進について」（平成29年4月4日付け大通達甲（警）第11号）に基づき、働き方改革に係る業務の合理化・実質化の更なる推進に向けて、見直し可能な業務について調査検討することを目的に、別添のとおり「働き方改革に係る業務の見直し調査検討ワーキンググループ設置要綱」を定め、警察本部に働き方改革に係る業務の見直し調査検討ワーキンググループを設置したので、所属職員に周知徹底されたい。

（警務課企画係）

別添

働き方改革に係る業務の見直し調査検討ワーキンググループ設置要綱

1 設置

警察本部に、働き方改革に係る業務の見直し調査検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

2 任務

WGは、業務の合理化・実質化など働き方改革を積極的に推進することにより、警察職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、見直し可能な業務の調査検討を任務とする。

3 構成

WGは、座長、副座長及び委員をもって構成し、別表「働き方改革に係る業務の見直し調査検討ワーキンググループ構成員表」に掲げる者をもって充てる。

4 運営

- (1) WGの運営は、座長が検討材料の選定及び選定された材料の調査検討を行う。
- (2) 座長は、調査検討のため、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、意見の照会又はWGへの出席を求めることができる。
- (3) 検討の結果、見直し可能と認められたものは、WGから必要な意見を付して業務担当課へ検討を依頼する。
- (4) 検討依頼を受けた業務担当課は、WGの意見を踏まえて、業務の見直しに努め、検討結果について、WGへ回答しなければならない。
- (5) WGは、業務担当課の回答結果に検討の余地を認めた場合は、再度、業務担当課へ検討を依頼することができる。
- (6) 座長は、検討結果及び見直し結果について、適宜、警察本部長及び警務部長へ報告する。

5 庶務

WGの庶務は、警務部警務課において処理する。

6 その他

前記4(1)の検討材料に係る意見の提出については、警察職員提案規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第21号）によらず、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月7日から施行する。

別表

働き方改革に係る業務見直し調査検討ワーキンググループ構成員表

座 長	警 務 部 参 事 官
副 座 長	警 務 部 警 務 課 組 織 管 理 監
委 員	警 務 部 警 務 課 課 長 補 佐 (企 画 兼 働 き 方 改 革 担 当)
	警 務 部 警 務 課 課 長 補 佐 (企 画 兼 働 き 方 改 革 兼 法 制 担 当)
	警 務 部 警 務 課 課 長 補 佐 (人 事 ・ 採 用 兼 働 き 方 改 革 担 当)
	警 務 部 厚 生 課 課 長 補 佐 (健 康 管 理 担 当 兼 警 務 課 課 長 補 佐 (働 き 方 改 革 担 当))